

障精発 0 1 2 4 第 2 号  
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )

「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」  
等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

#### 記

- 1 「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 45 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正  
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について」（平成 7 年 9 月 28 日健医精発第 59 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正  
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精発第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正

別紙3のとおり改正する。

4 「応急入院指定病院の指定等について」（平成12年3月30日障精発第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正  
別紙4のとおり改正する。

5 「特定病院の認定等について」（平成18年9月29日障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の一部改正  
別紙5のとおり改正する。